

函館市楸法華地区外出支援サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、函館市楸法華地区外出支援サービス事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 楸法華地区 函館市支所設置条例第2条の「函館市楸法華支所」の所管区域をいう。
- (2) 高齢者世帯 65歳以上の者のみによって構成されている世帯をいう。

(事業の委託)

第3条 本事業の実施に当たっては、事業を函館市が適当と認める者（以下「事業受託者」という。）に委託することができる。

(サービスの内容)

第4条 外出支援サービス（以下「サービス」という。）は、楸法華地区から市立函館恵山病院の運行経路内において、前条に規定する者を移送用車両により、通院、通所等のために送迎するサービスとする。

(事業の対象者)

第5条 事業の対象者は、楸法華地区に居住する次に掲げる者とする。

- (1) ひとり暮らしの高齢者および高齢者世帯の者であって、老衰、心身の障害、傷病等の理由により歩行困難な者
- (2) その他市長が必要と認める者

(事業の運営)

第6条 事業受託者は、事業の趣旨を理解し、福祉事業者としての自覚のもとに利用者の処遇の改善および福祉の向上に努めるものとする。

(費用の負担)

第7条 市長は、事業の委託に要する費用を負担するものとし、その額は、毎年度、事業委託契約により定める。

(報告書の提出等)

第8条 事業受託者は、利用者の記録および経理に関する帳簿等必要な書類を備え付けるものとし、実施した事業の結果を市長に毎月報告するものとする。

2 事業受託者は、前項に規定する書類を5年間保存しなければならない。

(利用の申請)

第9条 サービスを利用しようとする者は、函館市楸法華地区外出支援サービス利用申請書(別記第1号様式)を、市長に提出しなければならない。この場合において、事業受託者は、申請書類の作成を代行することができる。

(利用の決定および通知)

第10条 市長は、前条の申請があったときは、当該地区の地域包括支援センターの運営法人が函館市地域包括支援センター運営事業業務処理要領第3条(2)アに基づき行う当該申請者の生活状況、心身状況、世帯状況その他必要な実態調査等(以下「実態調査等」という。)または市が行う実態調査等を勘案し、サービス提供の決定をし、函館市楸法華地区外出支援サービス利用決定(却下)通知書(別記第2号様式)により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の決定の有効期限は、12か月を限度とする。

(利用の再申請および決定)

第11条 前条第2項の有効期限を経過後も継続してサービスを利用しようとする者は、当該有効期限が経過する前に、別記第1号様式の申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請に係る利用の決定については、前条第1項の規定を準用する。

(利用者の変更届等)

第12条 利用者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに函館市楸

法華地区外出支援サービス利用変更（廃止）届（別記第3号様式）を、市長に提出しなければならない。

(1) 第5条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 利用者の住所および氏名の変更があったとき。

(3) その他利用の決定内容に変更があったとき。

(利用料)

第13条 利用者が、第4条に規定するサービスを利用する場合の利用料は、無料とする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記第2号様式

函館市榎法華地区外出支援サービス利用決定（却下）通知書

年 月 日

様

函館市長

年 月 日付で申請のあった外出支援サービスの利用について、下記のとおり通知します。

記

- 1 外出支援サービスの利用について決定（却下）します。
- 2 却下の理由
- 3 利用期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第3号様式

函館市榎法華地区外出支援サービス利用変更（廃止）届

年 月 日

函館市長

申請者 住所 _____

氏名 _____

(電話 _____)

外出支援サービスの利用を下記のとおり変更（廃止）したので届け出ます。

記

対象者	住所			
	氏名		生年月日	M・T・S 年 月 日
変更（廃止）年月日		年 月 日		
変更 （廃止） 事由	変更点	(新)		
		(旧)		
	廃止	1 辞退 2 転居 3 死亡 4 その他		
		(摘要)		